

八尾市規則第71号

八尾市芸術文化振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市芸術文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 芸術文化の振興に関すること。
- (2) 八尾市芸術文化振興プランの進捗に関すること。
- (3) その他芸術文化の振興に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募の市民
- (3) その他市長が適当と認める者

2 審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため、臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第7条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認める
とき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法
により審議することをもって会議に代えることができる。

(ワーキング部会)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会にワーキング部会（以
下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が部会の委員の中から指名する。

4 部会長は、部会の会務を統括し、部会における審議状況及びその結果を審
議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、
その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の
出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、魅力創造部文化・スポーツ振興課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、
市長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。